業性融資の推進等に関する法律第四十四条第五項、第五十五条第一項第二号、第四号二及び第八号並びに第五十七条、同条において準用する信託業法第八十五条の六、第八十五条の十七及び第八十五条の二十三第三項、事業性融資の推進等に関する法律第二百二十三条、同条において準用する不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条、第二十五条第十三号（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）、事業性融資の推進等に関する法律第二百四十八条及び第二百五十一条並びに附則第二十六条第一項並びに同項において準用する不動産登記法附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される事業性融資の推進等に関する法律第二百二十三条において読み替えて準用する不動産登記法第二十二条ただし書の規定に基づき、並びに事業性融資の推進等に関する法律を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　企業価値担保権
　第一節　不特定被担保債権留保額（第二条）
　第二節　企業価値担保権に関する信託業務（第三条―第十一条）
　第三節　登記（第十二条―第十八条）
第三章　事業性融資推進本部（第十九条・第二十条）
第四章　雑則（第二十一条・第二十二条）
附則

第一章　総則

第一条　事業性融資の推進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第二十一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店

二　外国保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第三条第五項及び第二十二条第一項において同じ。）

三　外国信託会社（信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。第三条第六項及び第二十二条第一項において同じ。）のうち、同法第六十三条第二項において準用する同法第二十一条第二項に規定する承認を受けて、金銭の貸付けに係る業務を行う者

第二章　企業価値担保権

第一節　不特定被担保債権留保額

第二条　法第八条第二項第一号ハに規定する政令で定めるところにより算定した額は、法第百六十六条第二項に規定する配当可能額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した額を合計した額（当該額が七十万円を下回る場合にあっては、七十万円）とする。

五百万円以下の金額	百分の三十
五百万円を超え千万円以下の金額	百分の十五
千万円を超え五千万円以下の金額	百分の五
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の一・五
一億円を超え五億円以下の金額	百分の〇・三
五億円を超える金額	百分の〇・〇五

第二節　企業価値担保権に関する信託業務

（法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が会社以外のものである場合の読替え）

第三条　法第三十三条第一項又は第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が農林中央金庫である場合における法第三十三条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十四条第三項	営業所	事務所
第四十七条	取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくは業務を執行する社員	理事若しくは経営管理委員若しくは監事
第二百六十七条第一項	業務を執行する社員、取締役、執行役	理事、経営管理委員

2　法第三十三条第一項又は第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）、信用金庫若しくは信用金庫連合会、労働金庫若しくは労働金庫連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会である場合における法第三十三条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条	資本金の額（当該企業価値担保権信託会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、出資の総額）	出資の総額
第四十四条第二項第二号	取締役若しくは執行役若しくは監査役又は業務を執行する社員	理事又は監事
第四十四条第三項	営業所	事務所
第四十七条	取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくは業務を執行する社員	理事若しくは監事
第二百六十七条第一項	業務を執行する社員、取締役、執行役	理事

3　法第三十三条第一項又は第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会である場合における法第三十三条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条	資本金の額（当該企業価値担保権信託会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、出資の総額）	出資の総額
第四十四条第二項第二号	取締役若しくは執行役若しくは監査役又は業務を執行する社員	理事若しくは経営管理委員又は監事
第四十四条第三項	営業所	事務所
第四十七条	取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくは業務を執行する社員	理事若しくは監事
第二百六十七条第一項	業務を執行する社員、取締役、執行役	理事、経営管理委員